

# 税金よもやま話

第102回

東京地方税理士会 藤沢支部  
府川義孝

## 教育費に関する贈与税の非課税について

子どもの教育費の確保についてお悩みのご家庭は多いと思いますが、今回は、教育費に関する贈与税の非課税についてご紹介したいと思います。

### 1 教育費に充てるための財産の贈与税の非課税

#### (概要)

民法では、夫婦・親子・兄弟姉妹間等の親族間においては、お互いに扶養する義務があるとされています。

そこで、親から子へ、祖父母から孫へ、兄弟姉妹間などからの、教育費に充てるために贈与を受けた財産で、通常必要と認められるものは、贈与税は課税されません。

この教育費とは、学費・教材費・文具等をいいます。

#### (注意点)

直接教育費に充て、必要な都度贈与されたものに限られます。教育費の名目で預貯金した場合などは贈与税の課税対象になります。

### 2 教育資金の贈与税の非課税

#### (概要)

親・祖父母から子・孫(30歳未満)などへ教育資金を贈与し、その資金を子・孫名義の金融機関の専用口座に預け入れて管理した場合は、その資金のうち1,500万円までは贈与税が非課税とされる制度です。

この資金の用途は、入学金・授業料・保育料・修学旅行などの学校関係に関する費用が対象です。その他、塾・そろばん・スポーツ教室・ピアノ教室なども対象ですが、500万円が非課税限度額となります。

#### (注意点)

子・孫等が30歳に達する日に口座は終了し、使い残しがあれば贈与税が課税されます。専用口座から払い出した後、教育資金の支払いに充てられなかったものも課税されます。

### 3 終わりに

1は必要な都度支払われる教育費用を対象とし、申告などの手続きは必要ありません。  
2は一括して早期に贈与したい場合に有効で、金融機関等に非課税申告書や使用した領収書等の提出が必要ですが、税務署での手続きは不要です。

税理士にたずねてみよう 確かめよう

税金のことは税理士にご相談ください  
にせ税理士にご注意を

東京地方税理士会 藤沢支部 電話 0466-26-3887 藤沢市藤沢 576 番地 林ビル 3-A